

大田市告示第144号

大田市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱（平成27年大田市告示第143号）の一部を次のように改正する。

令和7年9月1日

大田市長 楫野 弘和

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

事業費 区分	補助金交 付の対象 の事業内 容	基準額	対象経費
放課後 児童健 全育成 事業費	令和5年4 月12日付 けこ成環 第5号 「放課後 児童健全 育成事 業」の実 施につい ての別紙 (以下 「国事業 実施要	1 放課後児童健全育成事業 ①原則、放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準（平成26年厚生 労働省令第63号。以下「設備運営基 準」という。）どおり放課後児童支援 員（常勤職員に限る。）を2名以上配置 した場合 ※ 常勤職員とは、法定労働時間の範 囲内において、原則として放課後児 童健全育成事業を行う場所（以下 「放課後児童健全育成事業所」とい う。）ごとに定める運営規程に記載 されている「開所している日及び時	国事業実 施要綱に 規定する 放課後児 童健全育 成事業の 実施に必 要な経費 (飲食物 費を除 く。)

<p>綱」とい う。)に 規定する 放課後児 童健全育 成事業</p>	<p>間」のすべてを、年間を通じて専ら 育成支援の業務に従事している職員 をいう。</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放 課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1支援の単位当たり年 額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1~19 人の支援の単位 4,615,000円－ (19人－支援の単 位を構成する児童の数) × 30,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20~35人の支援の単位 6,939,000円－ (36人－支援の単 位を構成する児童数) ×27,000 円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が 36~45人の支援の単位 6,939,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が 46~70人の支援の単位 6,939,000円－ (支援の単位を構 成する児童の数－45人) × 85,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人</p>	
---	--	--

		<p>以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">4,740,000円</p> <p>イ 開所日数加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="padding-left: 2em;">（年間開所日数－250日）×28,000円（1日8時間以上開所する場合）</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="padding-left: 2em;">長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合</p> <p style="padding-left: 4em;">（上記要件に該当する開所日数）</p> <p style="padding-left: 2em;">×28,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位当たり年額）</p> <p style="padding-left: 2em;">（ア） 平日分（18時半を超えて開所する場合）</p> <p style="padding-left: 4em;">「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円</p> <p style="padding-left: 2em;">（イ） 長期休暇等分（1日8時間を超えて開所する場合）</p> <p style="padding-left: 4em;">「1日8時間を超える時間」の年間平均時間×324,000円</p> <p>（2） 年間開所日数200~249日の放課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年額）</p>	
--	--	--	--

		<p>(ア) 構成する児童の数が20人以上の支援の単位 4,802,000円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 3,327,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額 (1支援の単位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数) ×28,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額 (1支援の単位当たり年額) 平日における「18時半を超える時間」の年間平均時間数×720,000円</p> <p>②原則、設備運営基準どおり放課後児童支援員、補助員 (以下「放課後児童支援員等」という。) を配置した場合</p> <p>(1) 年間開所日数250日以上の放課後児童健全育成事業所</p> <p>ア 基本額 (1支援の単位当たり年額)</p> <p>(ア) 構成する児童の数が1~19人の支援の単位 2,794,000円ー (19人ー支援の単位)</p>	
--	--	---	--

		<p>位を構成する児童数) × 30,000 円</p> <p>(イ) 構成する児童の数が 20~35人の支援の単位 5,117,000円－ (36人－支援の単 位を構成する児童数) × 27,000 円</p> <p>(ウ) 構成する児童の数が 36~45人の支援の単位 5,117,000円</p> <p>(エ) 構成する児童の数が 46~70人の支援の単位 5,117,000円－ (支援の単位を構 成する児童の数－45人) × 85,000円</p> <p>(オ) 構成する児童の数が71人 以上の支援の単位 2,917,000円</p> <p>イ 開所日数加算額 (1支援の単位当 たり年額) (年間開所日数－250日) × 21,000 円 (1日8時間以上開所する場合)</p> <p>ウ 長期休暇支援加算額 (1支援の単 位当たり年額) 長期休暇中に支援の単位を新たに 設けて運営する等の場合 (上記要件に該当する開所日数)</p>	
--	--	--	--

		<p>×21,000円</p> <p>エ 長時間開所加算額（1支援の単位 当たり年額）</p> <p>（ア） 平日分（18時半を超えて 開所する場合）</p> <p>「18時半を超える時間」の年間 平均時間数×449,000円</p> <p>（イ） 長期休暇等分（1日8時間 を超えて開所する場合）</p> <p>「1日8時間を超える時間」の年 間平均時間×202,000円</p> <p>（2） 年間開所日数200~249日の放 課後児童健全育成事業所（特例分）</p> <p>ア 基本額（1支援の単位当たり年 額）</p> <p>（ア） 構成する児童の数が20人 以上の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">3,356,000円</p> <p>（イ） 構成する児童の数が1~19 人の支援の単位</p> <p style="text-align: right;">1,881,000円</p> <p>イ 長期休暇支援加算額（1支援の単 位当たり年額）</p> <p>長期休暇中に支援の単位を新たに 設けて運営する等の場合</p> <p>（上記要件に該当する開所日数）</p>	
--	--	--	--

		<p>×21,000円</p> <p>ウ 長時間開所加算額（1支援の単位 当たり年額）</p> <p>平日における「18時半を超える時 間」の年間平均時間数×449,000円</p> <p>※ 構成する児童の数が10人未満の支 援の単位については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山間地、漁業集落、へき地及び離 島で実施している場合 ・ 実施している小学校区内において 唯一の支援の単位である場合 ・ 上記のほか、当該放課後児童健全 育成事業を実施する必要があると こども家庭庁長官が認める場合の いずれかに該当するものについて 補助対象とする。合わせて、過年 度にこども家庭庁長官により補助 を認められた支援の単位について は、協議の上で承認した事由に該 当する場合、引き続き補助対象と する。 <p>※ 事業実施月数（1月に満たない端数 を生じたときは、これを1月とす る。）が12月に満たない場合には、 各基準額ごとに算定された金額に 「事業実施月数÷12」を乗じた額（1</p>	
--	--	--	--

		<p>円未満切り捨て) とする。</p> <p>※ 放課後児童支援員には、大田市放課後児童健全育成設事業の設備運営基準を定める条例第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、同条同項に規定する都道府県等が行う研修の修了を予定している者（職員の研修計画を定めた上で、放課後児童支援員としての業務に従事することとなつてから2年以内に研修を修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。））を含む。なお、研修修了予定者についても、要件を満たす者は常勤職員に含めることとする。</p>	
放課後子ども環境整備事業費	<p>国事業実施要綱に規定する放課後児童健全育成事業（1事業所当たり年額）</p>	<p>(1) 放課後児童クラブ設置促進事業</p> <p>ア 国事業実施要綱別添2の3(1)③に定める事業を実施する場合 13,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費（礼金及び賃借料（開所前月分）。以下本項目において同じ。）を含まない場合（アを除く） 12,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ環境改善事業</p> <p>ア 国事業実施要綱別添2の3(2)③及び④</p>	<p>国事業実施要綱に規定する放課後子ども環境整備事業の実施に必要な経費</p>

		<p>に定める事業を実施する場合</p> <p>(ア) 小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円</p> <p>(イ) 幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円</p> <p>イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円</p> <p>ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ障害児受入促進事業 1,000,000円</p> <p>(4) 倉庫設備整備事業 3,000,000円</p> <p>※金額は、1事業所当たり年額である。</p> <p>※開所準備経費については当該年度に支払われたものに限る。</p>	
放課後児童クラブ支援事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ支援事業（1支援の単位当たり年	<p>(1) 障害児受入推進事業 2,232,000円</p> <p>(2) 放課後児童クラブ運営支援事業</p> <p>ア 賃借料補助 3,374,000円</p> <p>イ 移転関連費用補助 2,500,000円</p> <p>ウ 土地借料補助 6,100,000円</p> <p>(3) 放課後児童クラブ送迎支援事業</p> <p>ア 待機児童が既に100人以上発生している場合 1,163,000円</p> <p>イ ア以外の放課後児童クラブの場合</p>	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費

額)	581,000円 ※(2)のイ及びウを除き事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	
----	---	--

別表第2中を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

事業費 区分	補助金交 付の対象 の事業内 容	基準額	対象経費
放課後 児童支 援員等 処遇改 善等事 業費	国事業実 施要綱に 規定する 放課後児 童支援員 等処遇改 善等事業 （1支援の 単位当た り年額）	(1) 家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員を配置 1,829,000円 (2) (1)の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員を配置 3,330,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童 支援員等処 遇改善等事 業費を実施 するために 必要な給 料、職員手 当（時間外 勤務手当、 期末勤勉手 当、通勤手 当）、共済 費（社会保 険料）賃金 委託料及び 補助金

<p>障害児受入強化推進事業費</p>	<p>国事業実施要綱に規定する障害児受入強化推進事業（1支援の単位当たり年額）</p>	<p>(1) 障害児を3人以上受け入れる場合 ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,232,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 （ア） 職員を1人配置 2,232,000円 （イ） 職員を2人以上配置 4,464,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 （ア） 職員を1人配置 2,232,000円 （イ） 職員を2人配置 4,464,000円 （ウ） 職員を3人以上配置 6,696,000円 (2) 医療的ケア児を受け入れる場合 ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。</p>	<p>障害児受入強化推進事業に必要な経費</p>
<p>小規模放課後児童クラブ支援事業</p>	<p>国事業実施要綱に規定する小規模放課後児童</p>	<p>1支援の単位当たり年額 697,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には算定された基準額に「事業実施月数÷12」を乗じ</p>	<p>小規模放課後児童クラブ支援事業の実施に必要な経費</p>

費	クラブ支援事業	た額（1円未満切り捨て）とする。	
放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 1,423,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、各基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ育成支援体制強化事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要となる費用を補助 1支援の単位当たり年額 1,568,000円 ※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切り捨て）とする。	放課後児童クラブ育成支援体制強化事業の実施に必要な経費
放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業費	国事業実施要綱に規定する放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 1事業所当たり年額 300,000円	放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業の実施に必要な経費

災害時 放課後 児童ク ラブ利 用料支 援事業	国事業実 施実施要 綱に規定 する災害 時放課後 児童クラ ブ利用料 支援事業	令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、放課後児童クラブが保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1支援の単位当たり月額280,000円	災害時放課 後児童クラ ブ利用料支 援事業の実 施に必要な 経費
--	--	--	---

附 則

この告示は、令和7年9月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。